

郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年7月8日制定

[農商工部産業雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、農商工部長、農商工部理事、産業雇用政策課長、産業創出課長、環境政策課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農商工部長、副委員長は、農商工部理事とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

- 2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農商工部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。